



津和野町 文化財保存活用 地域計画

概要版



令和3年(2021年)7月

津和野町・津和野町教育委員会

文化財保存活用地域計画とは

津和野町文化財保存活用地域計画は、これまで津和野町の文化財行政の基本構想であった津和野町歴史文化基本構想(平成23年3月策定)を検証して発展的に再構成しており、今後10年間の津和野町における文化財の保存・活用に関するマスタープラン(基本計画)であるとともに、同時に実効性のあるアクションプラン(行動計画)としての位置づけを持つものです。

歴史文化遺産の概要・特徴

津和野町内には、国・県・町指定文化財52件、国登録56棟5件が所在し、日本遺産2件の認定があります。その他、未指定文化財が1,490件把握されています。

津和野町の歴史文化遺産の特徴としては、有形文化財(建造物)や史跡、民俗文化財が旧城下町一帯に集積し、その北側の一部は重要伝統的建造物群保存地区に選定されていることがあげられます。また、登録有形文化財、登録記念物の多さも指摘できます。さらに、原始・古代、中世、近世、近代の歴史文化遺産が存在し、連綿と続く津和野町の歴史を表しています。

文化財の指定等の状況 (令和3年7月16日現在)

種別	区分	国指定・選定	県指定	町指定	合計
有形文化財	建造物	1	3	1	5
	美術工芸品	0	8	1	9
民俗文化財	有形民俗文化財	0	1	0	1
	無形民俗文化財	1	2	4	7
記念物	史跡	5	2	11	18
	名勝	1	0	0	1
	天然記念物	0	1	8	9
	天然記念物及び名勝	1	0	0	1
伝統的建造物群		(選定)1	-	-	1
合計		10	17	25	52
登録有形文化財				56棟	
登録記念物(名勝地関係)				5件	
日本遺産		①「津和野今昔～百景図を歩く～」 ②「神々や鬼たちが躍動する神話の世界～石見地域で伝承される神楽～」			

<津和野町の「歴史文化」の全体的な3つの特徴>

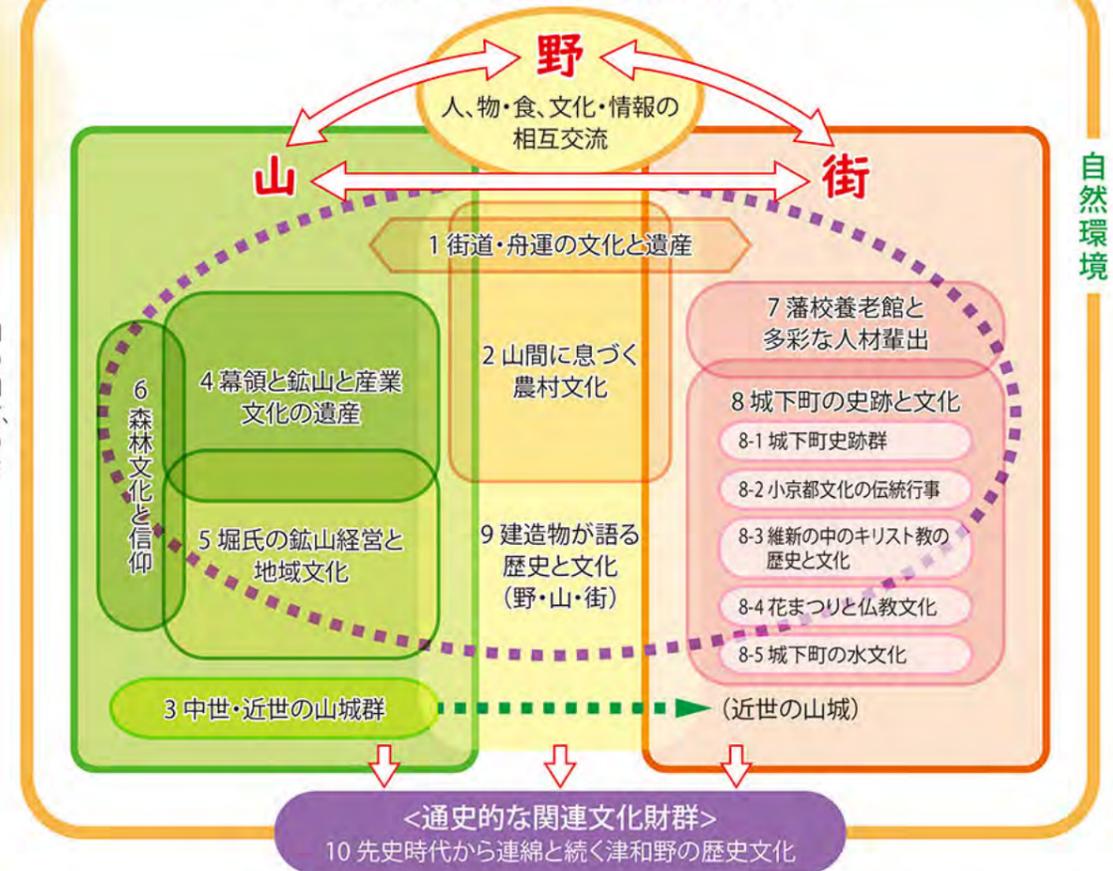
- 山間の“小さき”存在の中に息づく多彩な歴史文化(小さな盆地・平地部、小さな藩)
- 開明の気質と交易・交流が培ってきた歴史文化(藩校養老館教育、鉱山技術、神道・キリスト教など)
- 先史時代から現在までとぎれることなく存在する歴史文化



“連綿と続く津和野の歴史文化”

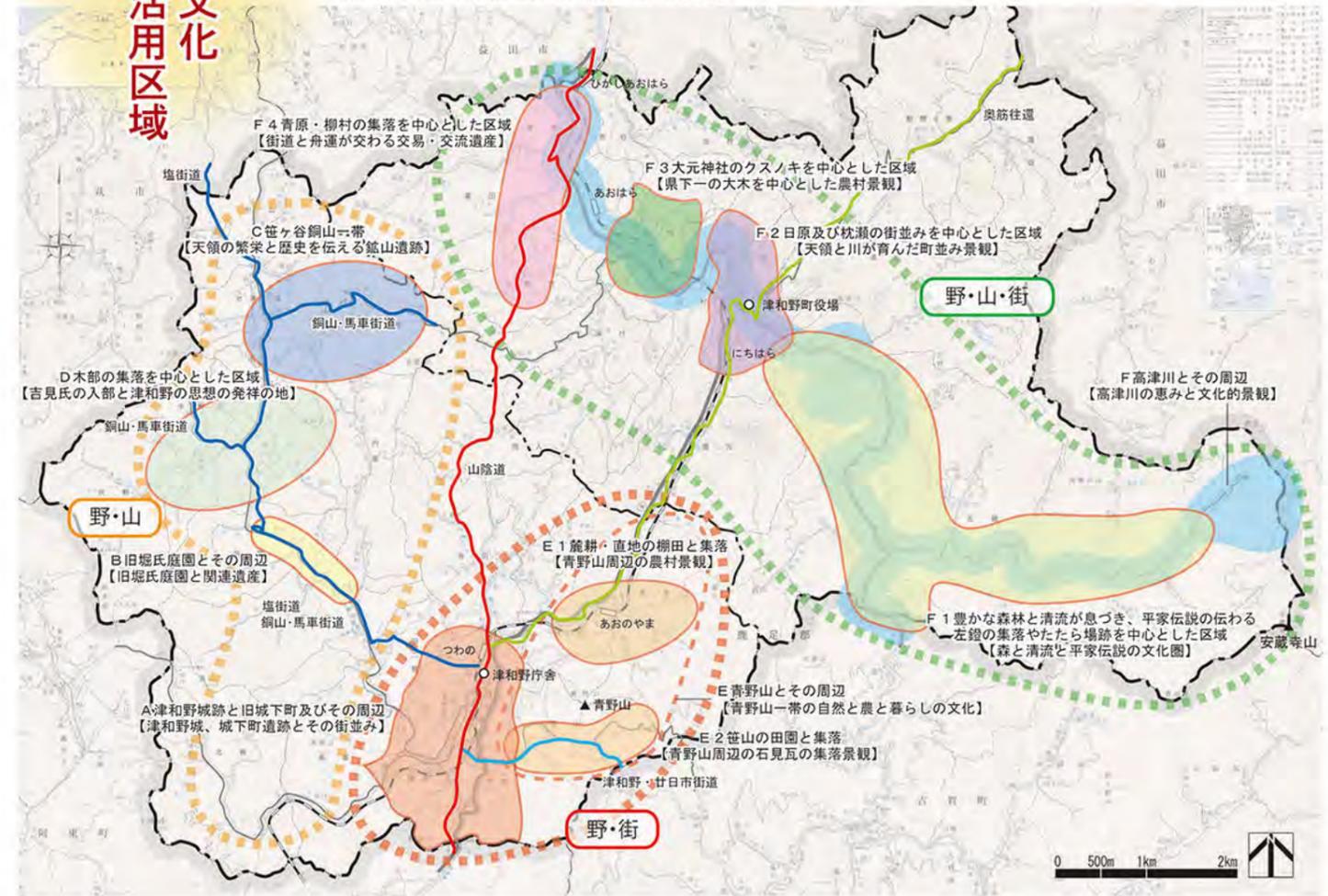
関連文化財群

津和野町の「歴史文化」及び「歴史文化遺産」の特徴に関わる「野・山・街」を3つのキーワードとして、10のテーマ・ストーリーのもとに関連文化財群を設定



津和野町の「歴史文化遺産」のうち、一体として保護の対象とすべき文化財の分布及び周辺環境の展開状況等を考慮し、大別6(小別12)の歴史文化保存活用区域を設定

歴史文化保存活用区域



「津和野町文化財保存活用地域計画」の骨子

歴史文化遺産の保存・活用の課題

課題1 住民等の歴史文化遺産に対する意識・理解の醸成

歴史文化遺産の保存・活用の基礎的な取組として、分かりやすい情報提供や多様な体験機会の確保・充実などを通じて、住民等の歴史文化遺産に対する意識・理解の醸成に取り組む必要がある。

課題2 地域の歴史文化遺産の再発見・再認識と保存

未指定等文化財について、地域を最もよく知る住民の参加によって、歴史文化遺産の再発見・再認識と保存を進め、指定等文化財と合わせて保存に取り組む必要がある。

課題3 歴史文化遺産の価値・特色の共有・顕在化

歴史文化遺産の価値・特色を見いだし、それを分かりやすく、共感されるように伝え、みんなで共有化・顕在化を図るとともに、広く情報発信していく必要がある。

課題4 つながりを持った歴史文化遺産の保存・活用

津和野町歴史文化基本構想で明らかにしている関連文化財群を踏まえ、歴史文化遺産をストーリーや共通するテーマ等でつなぎ(周遊ネットワークなど)、特色や価値・魅力を引き出すよう取り組む必要がある。

課題5 周辺環境を含めた歴史文化遺産の保存・活用

津和野町の歴史文化遺産の現状や特色、文化財保護や景観づくりの取組などを踏まえ、歴史文化遺産の価値の及ぶ範囲などにおいては、歴史文化遺産と周辺環境を一体的に捉え、関係権利者や地域住民の理解・協力を得ながら、保存・活用に取り組む必要がある。

課題6 歴史文化遺産を生かしたまちづくりや観光振興

歴史文化遺産の保存・活用を、広がりを持って進めるため、文化財行政と生涯学習、観光振興、都市計画、建設部門などの連携を図りながら、歴史文化遺産を生かしたまちづくりを進める必要がある。

課題7 地域総がかりで歴史文化遺産の保存・活用

町内外の幅広い協力・支援、参加を促進しながら、地域総がかりで歴史文化遺産の保存・活用を進める体制づくりや人材(担い手)の確保・育成などに取り組む必要がある。

歴史文化遺産の保存・活用の基本理念と方針

方針1 歴史文化遺産の(再)発見・調査と価値の共有

※文化財保護法第183条の3第2項第3号関係「文化財を把握するための調査に関する事項」に関する方針

- <方針を支える柱>
- 住民等の協力・参加による歴史文化遺産の(再)発見
 - 専門的な調査・研究の推進
 - 歴史文化遺産に関わる資料・情報の提供・発信と啓発 (課題1.2.3に対応)

方針2 歴史文化遺産の保存・活用とまちづくりへの展開

※文化財保護法第183条の3第2項第2号関係「文化財の保存・活用に関する措置」に関する方針

- <方針を支える柱>
- 住民等が歴史文化遺産を学び・体験する機会の確保・充実
 - 個々の歴史文化遺産の保存・活用
 - 歴史文化遺産の危機管理と防犯・防災
 - 歴史文化遺産をつなぎ生かす取組(関連文化財群、日本遺産)
 - 文化の薫り高い地域づくり(歴史文化保存活用区域) (課題4.5.6に対応 ※課題1.3にも対応)

方針3 歴史文化遺産の保存・活用を支える地域総がかりの人・体制と仕組みづくり

※文化財保護法第183条の3第2項第5号関係「文化財の保存・活用の推進体制等」に関する方針

- <方針を支える柱>
- 情報提供の体制(態勢)づくり
 - 住民・民間団体の参加・協働を進める仕組みづくり
 - 歴史文化遺産の保存・活用を支える人づくり・まちづくり
 - 学識経験者・専門家、大学等研究機関などとの連携
 - 津和野町の庁内や関係機関等と連携
 - 津和野町の文化財行政の体制(態勢)の充実 (課題7に対応 ※課題1にも対応)

「野・山・街」と共存する津和野の「歴史文化」とその反映の結果である「歴史文化遺産」を、みんなで共有し、引き継ぎ、生かす

歴史文化遺産の保存・活用の基本理念

保存・活用に関する措置

「方針を支える柱」に関する事業(中分類)	事業 ★番号:10の重点プロジェクトを構成する事業
1 住民等の協力・参加による歴史文化遺産の(再)発見	1 歴史文化遺産総合的把握調査の計画的かつ継続的な実施 2 歴史文化遺産に関する情報受付・相談窓口の充実
2 専門的な調査・研究の推進	1 建造物の保存修理に伴う調査 2 近代和風建築等総合調査 3 堀家文書調査★5 4 町内の美術工芸品・古文書等の調査 5 その他指定・登録文化財の調査 6 発掘調査の実施 7 未指定・未登録文化財の調査★5 8 西周顕彰事業 9 大学等の専門機関との連携・調査協力 10 歴史文化遺産の記録保存・資料等の調査・収集と整理・活用
3 歴史文化遺産に関わる資料・情報の提供・発信と啓発	1 歴史文化遺産の調査の整理・記録(地図情報を含む)及びデータベース化 2 冊子・パンフレット、津和野文化ポータル等での情報提供 3 広報などでの情報提供・啓発 4 津和野町郷土館などにおける企画展の開催 5 定期的又は不定期的「つわの文化財だより」(仮称)などの発行・発信 6 歴史文化遺産に関わる講座・講演会などの開催
1 住民等が歴史文化遺産を学び・体験する機会の確保・充実	1 藩校養老館の住民等による利活用の促進★2 2 津和野町郷土館の整備・充実★2 3 文化施設等の活用 4 歴史文化遺産を学び・体験する機会の確保・充実★1 5 学校教育における歴史文化遺産に関する学習機会の充実 6 社会教育における歴史文化遺産に関する学習機会の充実 7 外国人を含めた来訪者に配慮した学び・体験する機会の確保・充実 8 歴史文化遺産に関する情報の提供・発信
2 個々の歴史文化遺産の保存・活用	1 保存活用計画等の策定★10 2 重要伝統的建造物群保存地区の建造物の修理・修景、防災対策及び活用★3 3 旧堀氏庭園(土蔵群、楽山荘)の保存修理と活用★5 4 笹ヶ谷鉱山等の保存・活用★5 5 津和野城跡の整備・活用★3 6 城下町遺跡の保存・活用★3 7 山陰道の整備・活用★6 8 津和野廿日市街道、津和野奥筋往還など歴史的な道の保存・活用 9 藤原八幡宮の保存修理と活用★3 10 亀井家墓所・永明寺の保存修理と活用★9 11 青野山の調査・整備・活用★10 12 登録有形文化財等の保存修理と活用★1 13 指定文化財等の維持管理と保存修理(町又は所有者)及び活用★1・2 14 民俗芸能の継承及び公開★4・7 15 文化的景観(高津川)の調査及び保存への対応★4 16 歴史文化遺産の指定・登録・選定、追加指定及び整備・活用への対応★3・5・7・8・10 17 歴史文化遺産(追加指定等された場合を含む)の土地の公有化への対応★9 18 保存(収蔵)施設の整備
3 歴史文化遺産の危機管理と防犯・防災	1 歴史文化遺産の危機管理のマニュアル等の作成★3 2 重要伝統的建造物群保存地区における防災対策★3 3 歴史文化遺産の危機管理に関する情報の提供 4 歴史文化遺産の防災訓練の実施 5 歴史文化遺産を通じた災害や防災を学ぶ機会の確保 6 歴史文化遺産の危機管理の体制づくり
4 歴史文化遺産をつなぎ生かす取組(関連文化財群、日本遺産)	1 歴史文化遺産から継承した関連文化財群の体験機会の確保★3・5・6 2 日本遺産の活用★7・8 3 新たな関連文化財群の設定
5 文化の薫り高い地域づくり(歴史文化保存活用区域)	1 歴史文化遺産から継承した歴史文化保存活用区域における事業の展開★9・10 2 新たな歴史文化保存活用区域の設定 3 津和野町景観計画(景観法)を活用した景観づくり 4 観光拠点づくり事業★5・8 5 歴史文化遺産を生かした観光・交流やまちづくりの促進(支援) 6 歴史文化遺産を通じた地域間の情報交換や連携の機会の確保★2・4・6・9
1 情報提供の体制(態勢)づくり	1 歴史文化遺産に関する情報提供の体制(態勢)の整備
2 住民・民間団体の参加・協働を進める仕組みづくり	1 住民等が参加する歴史文化遺産の調査の体制づくり 2 文化財保存活用支援団体等の指定・育成 3 町全体の連携体制(パートナーシップ)づくり★1
3 歴史文化遺産の保存・活用を支える人づくり・まちづくり	1 町教育委員会における歴史文化遺産に関わる教育・啓発の体制(態勢)整備 2 歴史文化遺産に関わる教育・啓発を担う住民等の確保・育成 3 民俗芸能、伝統行事などを担う人材の確保・育成、団体の支援★4・7 4 歴史文化遺産の保存(保存管理)を担う地域活動団体等の支援★1 5 歴史文化遺産を生かした観光・交流やまちづくりの支援★1 6 観光ガイド等の養成・活動支援★1 7 歴史文化遺産の保存・活用の専門的な組織づくり・人材の確保と活動支援★1 8 歴史文化遺産の保存・活用に関わる連携体制づくり
4 学識経験者・専門家、大学等研究機関などとの連携	1 専門分野別の学識経験者・専門家、大学等研究機関などの把握と連携
5 庁内や関係機関等と連携	1 歴史文化遺産保存・活用連絡調整会議(仮称)の設置★1・3 2 国・県等関係機関との連携の強化
6 文化財行政の体制(態勢)の充実	1 文化財行政の組織・人員体制の充実 2 文化財行政に関わる職員等の研修の充実

1 歴史文化遺産の保存・活用の地域社会総がかり体制(態勢)づくりプロジェクト

地域の連携体制づくり、歴史文化遺産情報の発信、観光ガイド等の支援、保存管理を担う団体の支援、歴史文化遺産を学び体験する機会の確保など



2 藩校養老館・津和野町郷土館整備・活用プロジェクト

藩校養老館の住民等による利活用の促進、津和野町郷土館の修理及び整備、歴史文化遺産を通じた地域間の情報交換や連携など



3 津和野城跡・城下町遺跡等整備・活用プロジェクト

津和野城跡の整備活用、鷺原八幡宮の保存修理、重要伝統的建造物群保存地区の保存修理・防災事業、城下町遺跡の保存活用など



4 高津川の文化的景観保存・活用プロジェクト

日本一の清流高津川とその流域の文化的景観の調査、高津川に関わる広域的な連携・交流、景観計画を活用した景観づくりなど



5 天領と鉾山の遺産整備・活用プロジェクト

旧堀氏庭園の保存修理と活用、笹ヶ谷鉾山跡等の保存と活用、堀家文書調査と活用、たたら跡等の未指定文化財調査など



10

の重点プロジェクト
これまで歴史文化基本構想に掲げていた9つの先導的プロジェクトのうち、7つを発展的に継承したうえで、新たに3つのプロジェクトを追加して、10の重点プロジェクトを設定

6 歴史の道整備・活用プロジェクト

山陰道の整備活用、津和野廿日市街道・津和野奥筋往還の保存活用、街道に関わる広域的な連携・交流など



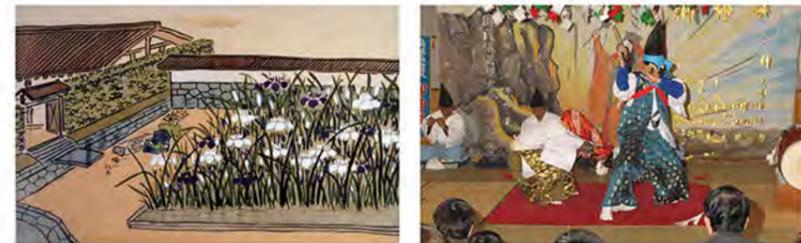
7 民俗芸能伝承・再構築プロジェクト

民俗芸能を担う人材の確保・育成、団体の支援、民俗芸能の継承及び公開、ユネスコ無形文化遺産「風流踊」登録の支援など



8 日本遺産活用プロジェクト

二つの日本遺産(津和野百景図・石見神楽)の情報発信、周遊ネットワークづくり、サインの設置、構成文化財の文化財指定など



9 亀井家墓所・永明寺整備・活用プロジェクト

亀井家墓所・永明寺の保存修理と活用、永明寺の建造物調査、亀井家に関わる歴史資料調査・関係自治体との連携など

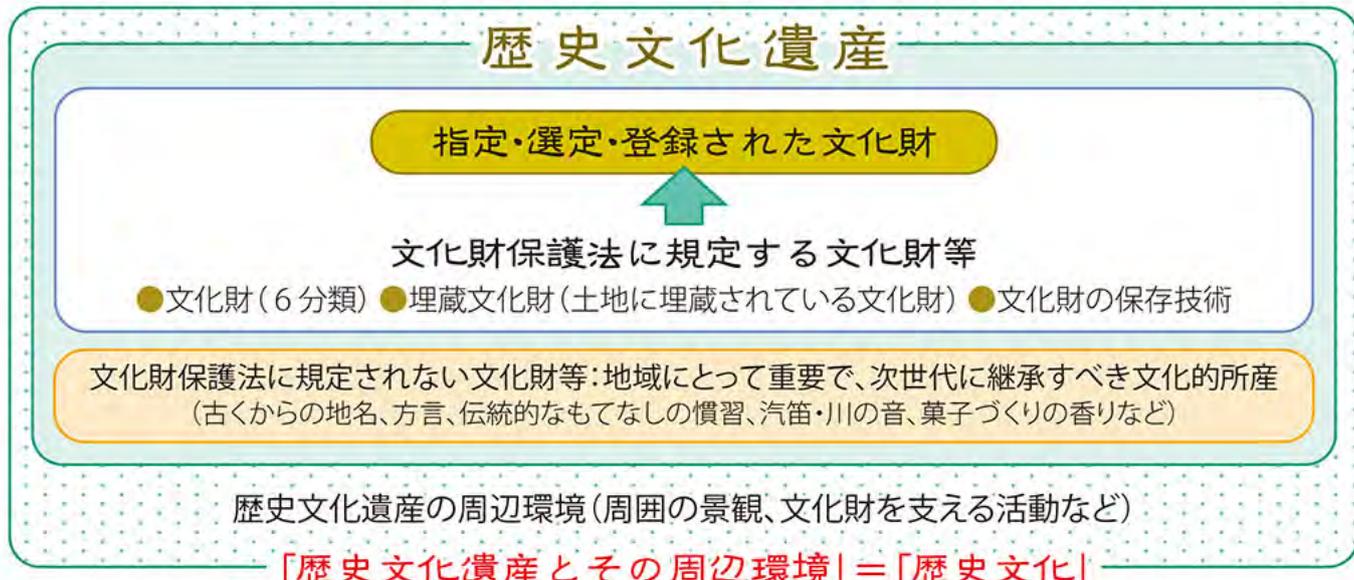


10 青野山保存・整備・活用プロジェクト

国天然記念物及び名勝の保存活用計画の策定、風穴等の調査・整備・活用、周遊ルートの設定、サインの設置・充実など

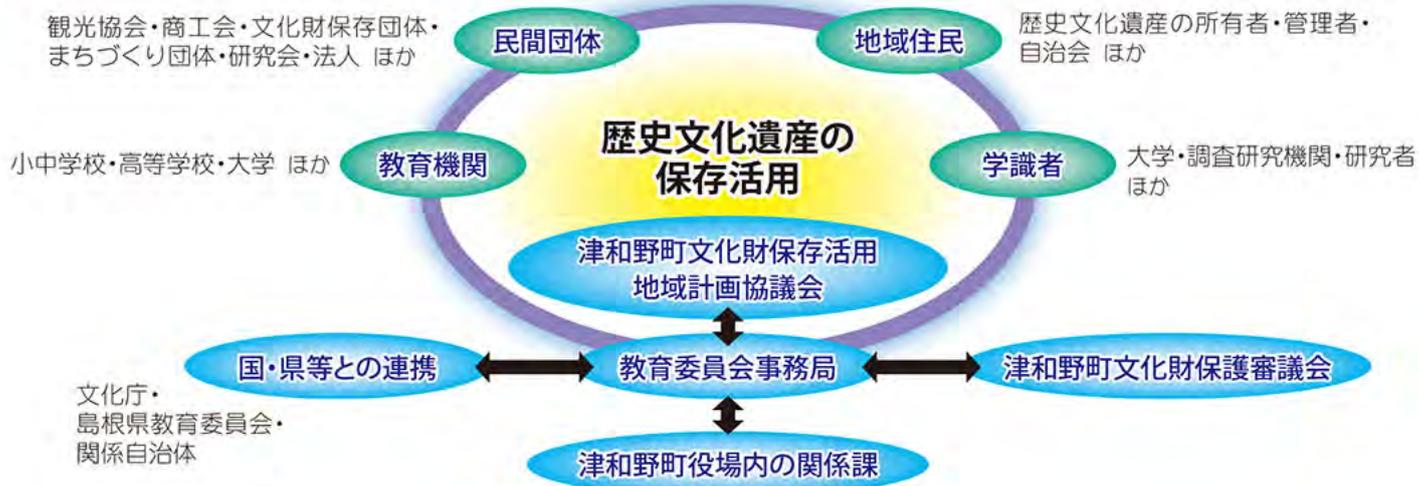


計画期間と計画における文化財



- ◆ 計画期間は令和3年(2021)度～令和12年(2030)度までの10年間とします。
- ◆ 本計画では、文化財保護法第2条で規定する文化財や埋蔵文化財、文化財の保存技術に加え、その類型に収まらない本町固有の歴史や文化、人々の暮らしを物語るすべてのものやこと(生活文化、名産品、地場産業など)を含めて「歴史文化遺産」と表記しました。

推進体制



津和野町文化財保存活用地域計画 概要版

令和3年(2021)7月16日 認定
令和4年(2022)3月31日 発行

発行 津 和 野 町
編集 津和野町教育委員会

〒699-5605 島根県鹿足郡津和野町後田口64番地6
tel:0856-72-1854 fax:0856-72-1650

※ 表紙背景写真は、津和野町内で発見された日本最古の岩石(25億年前)の合成写真です。



令和3年度文化庁文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)